

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	智頭町

智頭町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 智頭町山村再生課
所在地 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 2072 番地 1
電話番号 0858-75-3117
FAX番号 0858-75-4124
メールアドレス s-saisei@town.chizu.tottori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という）、アオサギ、ダイサギ、カワウ、ヌートリア、アライグマ、ニホンザル、ツキノワグマ、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、キジバト、カモ類
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	智頭町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稻等	115	1,386
ニホンジカ	水稻、野菜等	54	688
カラス類	豆類		
アオサギ	水稻		
カワウ	鮎、溪流魚		
ヌートリア	水稻、いも類等		
アライグマ	—		
ニホンザル	野菜類		
ツキノワグマ	—		
アナグマ	野菜類		
ハクビシン	野菜類		
タヌキ	野菜類		
キジバト	豆類		
カモ類	水稻		

(2) 被害の傾向

○イノシシ

山間部を中心に町内全域で水稻、豆類、野菜類などの農作物や農業用施設（畦畔等掘り起こし等）へ被害が発生しており、被害防止対策実施地区外に拡大している。

被害の把握については智頭町、鳥取県農業共済組合への報告等を元に算出しており、H30年度に被害報告が多くあがり、近年、生息区域を拡大していることから被害防止対策実施地区外での水稻・野菜類の食害被害が多い。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
被害面積(a)	24	212	19	95	115
被害金額(千円)	290	2,543	232	1,043	1,386

○ニホンジカ

捕獲数は H26 年の 1,371 頭をピークに、高止まりの状況が続いており、生息区域が拡大し生息数が多い。被害金額の中心は水稻の被害金額となっているが、近年、ニホンジカによる野菜類の食害が増加しており、被害面積(a)あたりの被害金額が大きくなっている。また、被害の発生は被害防止対策実施地区外に集中している。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
被害面積(a)	15	144	12	31	54
被害金額(千円)	780	1,730	129	339	688

○カラス類

被害金額等の定量的な被害の把握は出来ていないが、畑（豆類等）に被害が発生している。

○アオサギ・キジバト・カモ類

被害金額等の定量的な被害の把握は出来ていないが、水稻、豆類に被害が発生している。

○カワウ

被害金額等の定量的な被害の把握は出来ていないが、鮎、溪流魚に被害が発生している。

○ヌートリア

被害報告は少ないものの、目撃情報や水稻を中心に被害報告が寄せられており、引き続き防除対策の強化の必要がある。

○アライグマ

農作物被害は報告されていないが、隣接自治体での報告があることから、今後の被害が予想され、防除対策を実施する必要がある。

○ハクビシン

農作物被害は報告されていないが、隣接自治体での報告があることから、今後の被害が予想され、防除対策を実施する必要がある。

○ニホンザル

野菜の食害が見られるが定量的な被害の把握は出来ていない。集落周辺まで出没し、不意の接触による人的被害も心配される。

○ツキノワグマ

農作物の定量的な被害の把握は出来ていないが、集落周辺まで出没し、人への加害も心配される。

○アナグマ、タヌキ

被害金額等の定量的な被害の把握は出来ていないが、野菜類に被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標（主要作物）概ね現状の70%を目標とする

指標		現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
		面積 (a)	金額 (千円)	面積 (a)	金額 (千円)
全対象鳥獣	水稲、樹木、野菜、豆類等	169	2,074	118	1,437

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題								
捕獲等に関する取組	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対象 主に被害農業者からの捕獲要望があった場合、町と捕獲業務の委託契約を結んでいる八頭郡猟友会智頭支部に依頼し捕獲活動を実施している。 智頭町百人委員会獣害対策部会が実施している狩猟免許取得補助金を活用し、捕獲者の増強を図っている。</p> <p>(捕獲機材の導入：箱わな)</p> <p>○イノシシ、ニホンジカ 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、集落ごとに要望を取りまとめて、町が捕獲機材を購入し、要望集落に捕獲機材を貸出している。要望集落には管理者を置き、捕獲者はわな猟免許取得者から選定し、捕獲活動を行っている。</p> <p>【前計画期間の導入実績】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>○カラス類 猟銃による捕獲活動と年3回の一斉捕獲を行っている。</p> <p>○アオサギ、カワウ 追い払いや猟銃による捕獲活動を行っている。</p>	R2	R3	R4	合計	1	2	4	7	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対象 平成29年度に八頭郡猟友会智頭支部会員は50名であったが、令和4年度現在37名で、依然として狩猟免許取得者の高齢化及び減少が進んでいる。</p> <p>(捕獲機材の導入：箱わな)</p> <p>○イノシシ、ニホンジカ 一部の箱わな・囲いわなに、定期的な点検・修繕等の管理が不十分なことで、耐用年数の低下が懸念されるものや、捕獲効率を高める運用となっていないものがみられる。 管理不十分な箱わな・囲いわなは他地域へ移動して捕獲頭数の増を図る。 捕獲檻の管理について講習会を開催することで適切な管理方法を周知し、捕獲効率を高める。</p> <p>○カラス類 猟銃による捕獲活動に加え、箱わなによる捕獲を検討し、捕獲羽数の増を図る。</p> <p>○アオサギ、カワウ 猟銃による捕獲が困難であるほか、追い払っても再度戻ってきて被害を与えている。</p>
R2	R3	R4	合計							
1	2	4	7							

	<p>○ヌートリア、アライグマ 外来生物法に係る「防除実施計画」に基づく防除実施講習会を開催し捕獲従事者の増を図るとともに、貸出用箱わなを使用して年間を通じた捕獲を行っている。</p> <p>【前計画期間の登録人数】</p> <table border="1" data-bbox="435 481 817 573"> <tr> <td>R2</td> <td>R3</td> <td>R4</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>9</td> </tr> </table>	R2	R3	R4	合計	7	0	2	9	<p>○ヌートリア、アライグマ ヌートリアの散発的な目撃情報や被害報告があるが、捕獲頭数が令和2年度に0頭、3年度に6頭に留まっている。またアライグマは町内での目撃情報、被害情報はないが、近隣自治体で生息が確認されていることから、捕獲体制の整備が必要である。</p>							
R2	R3	R4	合計														
7	0	2	9														
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>(侵入防止柵の設置・管理) 被害集落又は2戸以上の被害農家が、侵入防止柵の設置計画を立て、県と町から資材費の2/3補助を受けて整備し管理を行っている。</p> <p>集落ごとに侵入防止柵を整備する場合は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用することにより、集落の経費負担の軽減を図っている。</p> <p>緩衝帯の整備を推進している。</p> <p>侵入防止柵設置講習会を開催し、設置技術の向上を図っている。</p> <p>【前計画期間の柵の整備実績】</p> <table border="1" data-bbox="435 1182 893 1413"> <thead> <tr> <th></th> <th>地区数</th> <th>延長(m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>8</td> <td>2, 398</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>8</td> <td>3, 124</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>9</td> <td>6, 559</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>25</td> <td>12, 081</td> </tr> </tbody> </table>		地区数	延長(m)	R2	8	2, 398	R3	8	3, 124	R4	9	6, 559	計	25	12, 081	<p>(侵入防止柵の設置・管理) 被害が侵入防止柵の整備が進んでいない里部に拡大しており、整備の推進が必要である。</p> <p>捕獲檻との一体的な管理・運用が進んでいない。</p>
	地区数	延長(m)															
R2	8	2, 398															
R3	8	3, 124															
R4	9	6, 559															
計	25	12, 081															
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>(放任果樹の除去) ツキノワグマの農業被害及び集落への侵入被害を低減させるため、柿の木を中心とした放任果樹の除去を集落で取り組んでいる。</p>	<p>(鳥獣被害防止意識・技術向上) 鳥獣の習性や効率的な被害防止対策を学ぶ機会が少ないため、各集落を対象とした講習会を開催する必要がある。</p>															

(5) 今後の取組方針

従来、捕獲と被害防除を基本として対策を進めており、捕獲については今後も八頭郡猟友会智頭支部会員を中心とする狩猟免許取得者と連携し対策を進めていく。また、事業実施に当たっては、被害が発生している地域での出沒要因や集落環境等の状況を把握し、的確で効果的な対策を進め、「被害のない集落づくり」を目指す。

侵入防止柵の設置については、地域内で合意形成を図りながら計画的に設置を進める。設置に当たっては、国事業である鳥獣被害防止総合対策交付金と県事業である鳥

獣被害総合対策事業を活用し整備を促進するとともに、捕獲檻との一体的な運用により個体数削減を図る。

また被害報告について、被害の的確な把握と対策に資するため、野生鳥獣による農林作物被害があった際は速やかに報告することを周知する。

○イノシシ

里部への出没が多くなっている傾向にあることから、里部での侵入防止対策を積極的に推進し、極力飛び地とならないよう集団的に柵の設置に取り組む。

農地と山林を明確化するための緩衝帯の整備を促進する。

○ニホンジカ

侵入防止柵（ワイヤーメッシュ）などの整備を促進していく。

国の交付金（鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業）により捕獲活動への支援を強化し、個体数の低減を図る。

○カラス類

一斉捕獲活動による効果的な捕獲に加え、箱わなによる捕獲を検討する。また、誘因となる不要果樹の伐採・撤去や野菜残さの投棄を止めるよう働きかける。

○アオサギ、カワウ、キジバト、カモ類

被害の発生した地域で追い払いを行い、加えて八頭郡猟友会智頭支部会員を中心とする狩猟免許取得者による捕獲を検討する。

○ヌートリア、アライグマ

外来生物法に係る「防除実施計画」に基づき、期間を通じた捕獲を実施する。農作物への被害が発生する前に地域からの完全排除を目的とした捕獲対策を強化する。防除実施計画捕獲従事者台帳への登録を図るための捕獲講習会を開催する。

ヌートリアは捕獲奨励金の交付により捕獲活動を支援し強化を図る。アライグマは今後予想される被害発生の状況に対応し、捕獲奨励金を活用した捕獲活動の支援を検討する。

○ハクビシン

期間を通じた捕獲を実施し、農作物への被害が発生する前に地域からの完全排除を目的とした捕獲対策を強化する。

○ニホンザル

出没誘因となる不要果樹の伐採を・撤去を推進するほか、野菜残さの投棄を止めるよう働きかける。追い払い用具などにより威嚇を行い、必要に応じて、わな・銃器による捕獲を行う。

○ツキノワグマ

県補助金を活用し、熊よけ鈴を小学生に配布する等、人と熊が安全に共生できるように事業を行っていく。

出没誘因となる不要果樹の伐採・撤去や野菜残さの投棄を止めるよう働きかける。また、農地と山林を明確化するための緩衝帯の整備を推進する。また、町保有の捕獲檻が2基あり、追い払い等の効果がなく、継続的に出没している場合に限り、有害捕獲を行っていく。

○アナグマ、タヌキ

家庭菜園を中心とした農業被害が発生していることから、被害報告に基づき必要に応じて箱わなでの捕獲を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町は捕獲業務について八頭郡猟友会智頭支部と委託契約を締結し、有害鳥獣の駆除捕獲を行っている。【猟友会会員構成状況】銃猟従事者10人、わな猟従事者34人
 今後は八頭郡猟友会智頭支部と連携しながら、新規会員を増やすような取組を重点的に行っていく。

また、ヌートリア・アライグマについては、外来生物法に基づく特定外来種防除計画を策定し、農家等の地域住民が参加した捕獲体制を整備している。【捕獲従事者の登録状況】93人（令和5年2月28日現在）

平成27年10月より智頭町鳥獣被害対策実施隊を結成し、有害鳥獣捕獲への指導及び捕獲を推進している。【実施隊構成】町職員1人、町民10人、合計11人

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	全鳥獣	・ 捕獲従事者となる担い手の確保及び育成。 ・ 箱わな等の整備 ・ 捕獲講習会等の開催
令和6年度	全鳥獣	・ 捕獲従事者となる担い手の確保及び育成。 ・ 箱わな等の整備 ・ 捕獲講習会等の開催
令和7年度	全鳥獣	・ 捕獲従事者となる担い手の確保及び育成。 ・ 箱わな等の整備 ・ 捕獲講習会等の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ

過去の実績から年100頭を計画数とする。特に、里部での水稻被害が主であり、被害地域を中心とした捕獲体制を整備する。また、狩猟期中にも有害捕獲許可を八頭郡猟友会智頭支部会員を対象に行うことで、狩猟期における捕獲力の強化を図る。

年	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数(頭)	183	96	140	101	39

○ニホンジカ

過去の実績から年間450頭を有害捕獲の計画数とする。また、指定管理鳥獣捕獲事業の過去5年間の捕獲頭数が450～700頭前後であり、全体としては年間900頭の捕獲が見込まれる。水稻、豆類及び野菜類に被害が発生しており、町内全域で捕獲体制を整備

する。また、狩猟期中にも有害捕獲許可を八頭郡猟友会智頭支部会員を対象に行うことで、狩猟期における捕獲力の強化を図る。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数(頭)	228	373	403	507	499

○カラス類

過去の実績から年間 20 羽を計画数とする。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数(羽)	7	18	20	18	14

○ヌートリア

地域からの完全排除を最終目標とする。

年度	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数(羽)	0	0	0	0	6

○アライグマ

地域からの完全排除を最終目標とする。

○ハクビシン

地域からの完全排除を最終目標とする。

○アナグマ、タヌキ

年間 10 頭を捕獲目標とする。

○キジバト、カモ類

年間 20 羽を捕獲目標とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
イノシシ	100 頭	100 頭	100 頭
ニホンジカ	900 頭	900 頭	900 頭
カラス類	20 羽	20 羽	20 羽
ヌートリア	地域からの完全排除	地域からの完全排除	地域からの完全排除
アライグマ	地域からの完全排除	地域からの完全排除	地域からの完全排除
ハクビシン	地域からの完全排除	地域からの完全排除	地域からの完全排除
キジバト、カモ類	20 羽	20 羽	20 羽
アナグマ、タヌキ	10 頭	10 頭	10 頭

捕獲等の取組内容

(智頭町全体)

○イノシシ

- ・捕獲手段：銃器及びくくりわな、箱わなを基本とする。
- ・実施予定時期：通年（狩猟期間中の有害捕獲に取り組み、捕獲強化する。）

○ニホンジカ

- ・捕獲手段：銃器及びくくりわな、箱わなを基本とする。
- ・実施予定時期：通年（狩猟期間中の有害捕獲に取り組み、捕獲強化する。）

○カラス類
・捕獲手段：一斉捕獲を基本とし、カラス類の被害が顕著な地域には、八頭郡猟友会智頭支部による見回り、追い払いを行う。
・実施予定時期：一斉駆除は3回/年
○ヌートリア、アライグマ
・捕獲手段：箱わなを基本とする。
・実施予定時期：通年（特に繁殖期前の捕獲を強化する。）
○ハクビシン
・捕獲手段：箱わなを基本とする。
・実施予定時期：通年（特に繁殖期前の捕獲を強化する。）
○アナグマ、タヌキ
・捕獲手段：箱わなを基本とする。
・実施予定時期：被害報告に基づく捕獲許可により通年実施。
○キジバト、カモ類
・捕獲手段：銃を基本とする。
・実施予定時期：被害報告に基づく捕獲許可により通年実施。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・ニホンジカ	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m
ニホンジカ	ワイヤーメッシュ柵・ネット 4,000m	ワイヤーメッシュ柵・ネット 4,000m	ワイヤーメッシュ柵・ネット 4,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ、ニホンジカ	・侵入防止柵周辺の刈払い	・侵入防止柵周辺の刈払い	・侵入防止柵周辺の刈払い

	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 捕獲檻との一体的な管理及び運用 各捕獲檻の捕獲状況の確認と、これに基づく適切な設置による捕獲効率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 捕獲檻との一体的な管理及び運用 各捕獲檻の捕獲状況の確認と、これに基づく適切な設置による捕獲効率の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な見回りと修繕による侵入防止機能の維持 捕獲檻との一体的な管理及び運用 各捕獲檻の捕獲状況の確認と、これに基づく適切な設置による捕獲効率の向上
--	--	--	--

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R5	ヌートリア アライグマ	ヌートリア・アライグマ防除実施講習会を開催し、ヌートリア・アライグマの生態及び被害防止に係る知識を普及。
	ツキノワグマ イノシシ	放任果樹の撤去、農作物残さの除去。
	ニホンジカ	林地の間伐の実施支援による狩猟環境の改善、チェンソー講習会等の林業従事者育成講習会の実施。
R6	ヌートリア アライグマ	ヌートリア・アライグマ防除実施講習会を開催し、ヌートリア・アライグマの生態及び被害防止に係る知識を普及。
	ツキノワグマ イノシシ	放任果樹の撤去、農作物残さの除去。
	ニホンジカ	林地の間伐の実施支援による狩猟環境の改善、チェンソー講習会等の林業従事者育成講習会の実施。
R7	ヌートリア アライグマ	ヌートリア・アライグマ防除実施講習会を開催し、ヌートリア・アライグマの生態及び被害防止に係る知識を普及。
	ツキノワグマ イノシシ	放任果樹の撤去、農作物残さの除去。
	ニホンジカ	林地の間伐の実施支援による狩猟環境の改善、チェンソー講習会等の林業従事者育成講習会の実施。

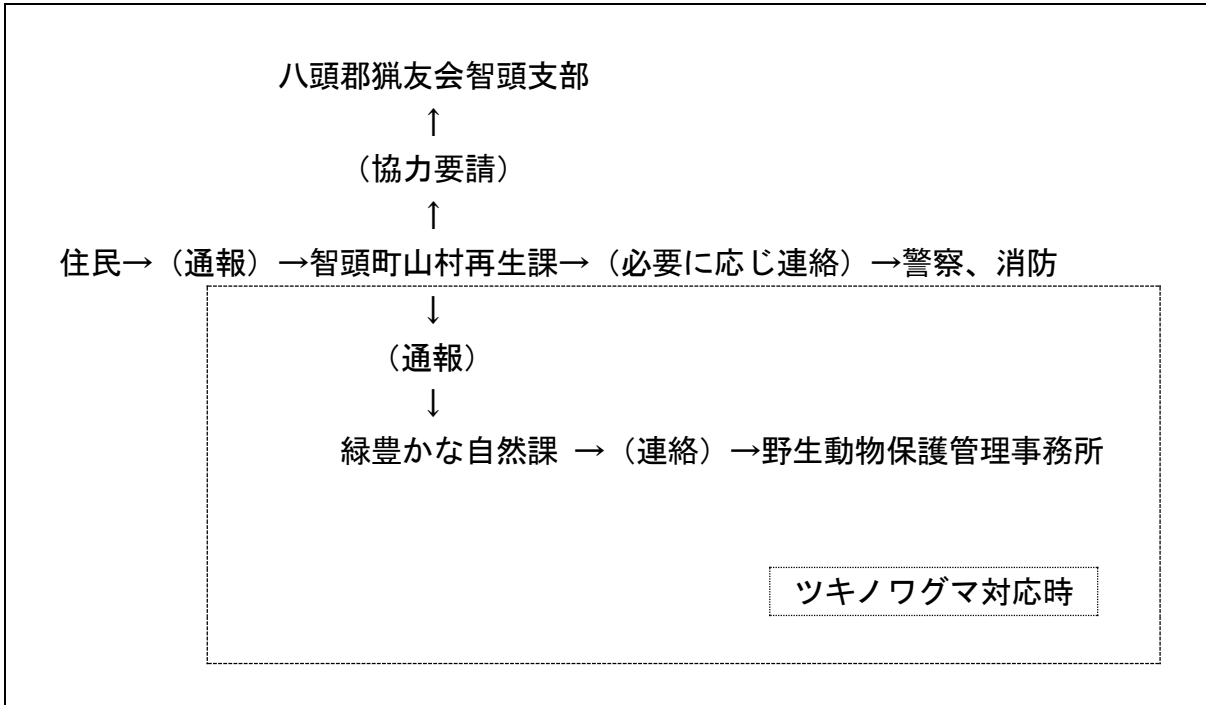
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
智頭町	ツキノワグマの放獣場所の選定、捕獲・放獣場所周辺の警備 ツキノワグマ生息地域での罠設置者への注意喚起 ツキノワグマ有害個体の進入防止対策、有害捕獲
緑豊かな自然課	ツキノワグマの放獣補助、捕獲情報記録

八頭郡猟友会智頭支部	被害を生じた、又は被害を生じる恐れのある鳥獣の捕獲 ツキノワグマの放獣場所の選定・放獣場所周辺の警備
------------	---

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

平成30年4月に開業した獣肉解体処理施設(個人経営)への継続的な持ち込み等の協力を八頭郡猟友会智頭支部に対して呼びかける。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	平成30年4月に開業した獣肉解体処理施設(個人経営)で食品用として処理された肉を、町内飲食店・民泊家庭・学校給食などを中心に流通させる。また、町内だけでなく、鳥取市からも搬入の受け入れを行い、ジビエの供給を安定させることで鳥取市内や都市圏への販路の拡大及び維持を行う。智頭ジビエとして広く流通させ、新たな特産品となるよう検討する。
ペットフード	令和3年に獣肉解体処理施設に搬入された食肉利用できないニホンジカ幼獣個体のペットフード加工施設への提供を開始。今後はニホンジカの骨や内臓等のジビエにならず、一般的に残渣となる部分のペットフード化を目指す。
皮革	令和元年から百人委員会獣害対策部会、町内鹿革加工業者と連携し、町産の鹿革を使用した製品を検討している。試作品の開発後、町特産品としてのブランド化を目指し販路開拓を行う。

(2) 処理加工施設の取組

百人委員会獣害対策部会の要望を受け、平成30年4月に獣肉解体処理施設(個人経営)が開業し、百人委員会獣害対策部会及び八頭郡猟友会智頭支部と連携することで令和元年には437頭のニホンジカを食肉化している。近年は大雪の影響で搬入頭数が低下傾向にはあるが、食肉加工残渣のペットフード化を行うことで販路開拓と収益化を行っていく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

令和4年からいなばのジビエ推進協議会と連携した処理加工従事者のスキルアップ研修会を実施している。また、処理加工技術者の確保のため獣肉解体処理施設及び八頭郡猟友会智頭支部と連携した人材育成研修を令和5年度以降に実施予定。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	智頭町鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
智頭町	○智頭町の ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ・食肉処理加工に関すること ○協議会の運営に関すること
鳥取いなば農業協同組合	○智頭町の ・被害防除に関すること ・捕獲対策に関すること ・食肉処理加工に関すること ○協議会の運営に関すること
智頭町森林組合	○智頭町の鳥獣による林業被害に関すること
八頭郡猟友会智頭支部	○町全域の ・鳥獣捕獲体制に関すること ・担い手研修に関すること ・捕獲技術の研修等に関すること ・食肉処理加工施設に関すること
事業実施地域(集落等)の代表	○実施地域の被害防除に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県鳥獣対策センター	○全体計画の支援に関すること
鳥取県緑豊かな自然課	○全体計画の支援に関すること
鳥取県東部農林事務所八頭事務所	○全体計画の助言に関すること
鳥取県東部農林事務所農商工連携チーム	○全体計画の助言に関すること ○ジビエの推進に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣防止対策を効果的且つ効率的、持続的に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設置している。

①活動内容

捕獲、追い払い等

②隊員数

猟友会員 10人 町職員 1人

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

○ツキノワグマ対策

出没する地域が限定されるため、狩猟免許取得者の中で緊急的な出動が可能な者の協力により、鳥取県第二種特定鳥獣管理計画に沿った対策の体制づくりを検討し段階的な対応を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生イノシシの豚熱（CSF）が県内で発生したことから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施徹底などを注意喚起していくことで感染拡大防止を図る。また、定期的なサーベランスを実施することで町産ジビエの安全性の確保を行う。